

## 令和8年度 東北の広域連携による周遊促進業務委託 プロポーザル実施要領

### 第1 募集事項

#### 1 委託業務名

令和8年度 東北の広域連携による周遊促進業務委託

#### 2 事業目的・委託期間・業務内容

別紙「令和8年度 東北の広域連携による周遊促進業務委託 仕様書」のとおり

### 第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 事業実施にあたり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 仙台市・八戸市・鶴岡市・伊達市・山形市より指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者に対する指名の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。

### 第3 スケジュール

内容	日程（令和8年）
(1) 企画提案募集開始	4月6日（月）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	4月14日（火）正午まで
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	4月17日（金）（予定）
(4) 企画提案書等の提出期限	5月12日（火）正午まで
(5) 企画提案書の選考（※書面審査）	5月15日（金）
(6) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査）	5月26日（火）午後（予定）
(7) 企画提案書の選考結果の通知	5月28日（木）
(8) 発注者と選定事業者との打ち合わせ	6月4日（木）午前（予定）
(9) 契約締結及び業務開始	6月中旬（予定）

※ 書面審査は、提案事業者が多数の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、対面（審査委員は一部オンラインでの参加）による実施を予定。

## 第4 応募手続

### 1 応募にあたっての質問及び回答

#### (1) 受付期限

令和8年4月14日（火） 正午まで

#### (2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「令和8年度 東北の広域連携による周遊促進業務委託への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進課にメール着信を確認すること。

#### (3) 提出先

「5 提出先」のとおり。

#### (4) 回答方法

回答は、以下日程に仙台市のホームページに掲載する。

令和8年4月17日（金）

### 2 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第2号） 1部
- ② 類似業務受注実績（様式第3号） 1部
  - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
  - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 企画提案書 1部  
（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き24ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む）
- ④ 会社概要 1部
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部
  - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各市（仙台市では区役所および総合支所）税務関係の窓口にて申請すること。

#### (2) 提出期限

令和8年5月12日（火） 正午まで

#### (3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、2（1）①～④については電子メールにより電子データも提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

#### (4) 提出先

「5 提出先」のとおり。

### 3 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおりとし、考え方や手法について具体的に記載すること。

(1) 表紙
「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名(所属、職、氏名)」「連絡先(電話番号及びFAX番号、メールアドレス)」等
(2) 目次
目次
(3) 与件の整理
事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について
(4) 業務の全体計画
① 業務全体の流れ・目的達成のための基本方針(フロー図等を用いて)について
② 業務実施のスケジュールについて
(5) 業務内容別の説明
① 上野駅での観光物産展の企画・調整・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場全体の設えなどの考え方について</li> <li>・ 一体感のあるイベントについて</li> <li>・ 観光PRに係る企画について</li> </ul>
② さいたま市での観光物産展の企画・調整・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場全体やステージイベントの設えなどの考え方について</li> <li>・ 1階から2階への来場者の誘導を促す企画について</li> <li>・ 来場を促進する目玉となる企画について</li> </ul>
③ 実誘客につながる企画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画の概要(宿泊が促進される取り組み含む)について</li> <li>・ 周知、広報の考え方、手法について</li> </ul>
④ モデルコースの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテンツ候補の収集や選定、取材、記事作成の一連の業務の考え方や手法について</li> </ul>
⑤ 周知・広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ターゲット設定を意識した周知・広報の考え方について</li> <li>・ 設定した目標数値(アウトプット及びアウトカム)について</li> </ul>
(6) 事業の実施体制
① 人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について
② 本業務と類似の業務実績に関する概要と貴社における評価について
③ 本店所在地および再委託や物品調達を行う場合の受注先の本店所在地と参画自治体の地域経済への配慮に対する貴社の評価
(7) 見積書
① 本業務に対する見積書(消費税及び地方消費税の額を含む)
② 上記(5)業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること ※委託業務仕様書のうち、4(1)①～⑧に係る経費(③及び⑦の個別経費を除く)については、仙台市・八戸市・鶴岡市・伊達市において費用を負担しあう経費である。4(1)③及び⑦に係る経費については、それぞれが単独で費用を負担する部分があるため、経費を明確に区分して作成すること。

また、4（2）①～⑧（④の個別経費を除く）に係る経費については、仙台市・山形市において費用を負担しあう経費である。4（1）④に係る経費については、それぞれが単独で費用を負担する部分があるため、経費を明確に区分して作成すること。

なお、それぞれの上限額（税込み）は以下のとおりとする。

A 仕様書4（1）①～⑧に係る経費（B、Cを除く）：5,200,000円（各市、1,300,000円）

B 仕様書4（1）③に係る定額経費：仙台市 110,000円（定額）

八戸市 110,000円（定額）

鶴岡市 110,000円（定額）

C 仕様書4（1）⑦に係る定額経費：鶴岡市 590,000円（定額）

D 仕様書4（2）①～⑧に係る経費（Eを除く）：3,300,000円（各市、1,650,000円）

E 仕様書4（2）④に係る経費：仙台市 440,000円（定額）

山形市 440,000円（定額）

F 仕様書4（3）～（5）に係る経費：4,000,000円（仙台市単独負担）

#### 4 企画提案書作成に関する留意点

- （1）提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- （2）提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- （3）提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- （4）提出された提案書等は返却しない。
- （5）提案書等に使用する言語は日本語とする。

#### 5 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階  
仙台市文化観光局東北連携・観光交流部東北連携推進課 佐藤・毛利  
電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

### 第5 業務委託候補者の選考

#### 1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

#### 2 審査委員会での企画提案書の選考

##### （1）実施日

令和8年5月26日（火） 午後（予定）

##### （2）実施会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

##### （3）実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。

- ② 1応募者あたりの説明時間は20分以内とし、説明終了後に審査委員からの質疑応答の時間を設ける。応募者の説明は、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

### 3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（総合計1,000点）により行うものとする。

項目		配点
目的理解及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務目的を理解しており、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか</li> <li>実施体制、スケジュール等の業務環境が業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか</li> </ul>	100
地域経済への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市・八戸市・鶴岡市・伊達市・山形市いずれかに本店があるか</li> <li>業務上やむを得ず受託者以外の事業者が関与する場合（再委託等）の当該事業者が仙台市・八戸市・鶴岡市・伊達市・山形市いずれかに本店を設置している等、参画自治体の地域経済への配慮がなされているか</li> </ul>	100
上野駅での観光物産展の企画・調整・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場全体の設えなどの考え方が効果的に魅力を伝えるものになっているか</li> <li>会場全体が一体感のある企画となっているか</li> <li>より多くの来場者が立ち寄り、観光PRにつながる企画となっているか</li> </ul>	200
さいたま市での観光物産展の企画・調整・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場全体やステージイベントの設えなどの考え方が効果的に魅力を伝えるものになっているか</li> <li>1階から2階へ来場者を誘導する企画が具体的かつ効果的か</li> <li>来場を促進する目玉となる企画が具体的かつ効果的か</li> </ul>	200
実誘客につながる企画の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>実誘客につながる企画として具体的かつ効果的か</li> <li>宿泊が促進される取り組みとして具体的かつ効果的か</li> </ul>	100
モデルコースの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデルコース作成の考え方や手法が具体的かつ効果的か</li> </ul>	100
周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット設定の考え方及び周知・広報の考え方が効果的なものとなっているか</li> <li>設定した目標数値が達成可能なものであり、より良い効果が得られる目標として設定されているか</li> </ul>	100
見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか</li> </ul>	100

### 4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。

日を除く)に、書面により回答する。

## 第6 提案上限額

14,300,000円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

ただし、本実施要領の第4 3(7)に記載のとおり、経費区分に応じた上限額の設定があるので注意すること。

## 第7 その他

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

なお、本業務は、仙台市・八戸市・鶴岡市・伊達市・山形市が費用を負担し合い実施するものであり、選定業者は各市とそれぞれ業務委託契約を締結することとなる。

各市との契約額は、以下のとおり。

### 【各市との契約額】

	仙台市	八戸市	鶴岡市	伊達市	山形市
<b>【A】</b> 仕様書のうち、4(1)①～⑧に係る経費(B,Cを除く)の負担割合	1/4	1/4	1/4	1/4	
<b>【B】</b> 各市単独定額経費(税込み)	110千円 (定額)	110千円 (定額)	110千円 (定額)		
<b>【C】</b> 各市単独定額経費(税込み)			590千円 (定額)		
<b>【D】</b> 仕様書のうち、4(2)①～⑧(Eを除く)に係る経費の負担割合	1/2				1/2
<b>【E】</b> 各市単独定額経費(税込み)	440千円 (定額)				440千円 (定額)
<b>【F】</b> 仕様書のうち、4(3)～(5)に係る経費の負担割合	1/1				
<b>【合計】</b> 契約金額の上限額(税込み)	7,500千円	1,410千円	2,000千円	1,300千円	2,090千円

※ただし、各市定額経費については、契約時に企画の想定等により金額が変更になる可能性があるため留意のこと。